多賀城市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年2月26日

多賀城市監査委員 佐伯 光時 多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 監査の種類 定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査実施対象及び期日等

| | 実施日 | |
|------------|-------------|-----------|
| 保健福祉部所管 | 八幡保育所 | 1月12日(金) |
| 出先機関 | 志引保育所 | 1月12日(金) |
| | 鶴ケ谷保育所 | 1月16日 (火) |
| | 笠神保育所 | 1月16日 (火) |
| | 児童発達支援センター | 2月5日(月) |
| | 子育てサポートセンター | 2月5日(月) |
| 教育委員会事務局所管 | 多賀城八幡小学校 | 1月24日 (水) |
| 教育機関 | 城南小学校 | 1月24日 (水) |
| | 多賀城小学校 | 1月25日(木) |
| | 高崎中学校 | 1月25日(木) |
| | 東豊中学校 | 1月29日(月) |
| | 学校給食センター | 1月31日 (水) |
| | 山王地区公民館 | 2月2日(金) |
| | 中央公民館 | 2月6日 (火) |

3 監査の着眼点

平成29年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼 として実施した。

4 監査の結果 別紙のとおり

平成30年1月、2月実施 保健福祉部所管出先機関 定期監査結果

| 対 | 象 | 八幡保育所 |
|---|------------|---------------|
| 実 | 施日 | 平成30年1月12日(金) |
| 1 | 特別指摘りなし | 事項 |
| 2 | 指摘事項なし | |
| 3 | 指導事項 なし | |

| 対 | 象 | 志引保育所 | |
|---|---------|---------------|--|
| 実 | 施日 | 平成30年1月12日(金) | |
| 1 | 特別指摘事なし | 事項 | |
| 2 | 指摘事項なし | | |
| 3 | 指導事項なし | | |

| 対 | 象 | 鶴ケ谷保育所 |
|---|---------|---------------|
| 実 | 施 日 | 平成30年1月16日(火) |
| 1 | 特別指摘事なし | 事項 |
| 2 | 指摘事項なし | |
| 3 | 指導事項なし | |

平成30年1月、2月実施 保健福祉部所管出先機関 定期監査結果

| 対 | 象 | 笠神保育所 |
|---|------------|---------------|
| 実 | 施 日 | 平成30年1月16日(火) |
| 1 | 特別指摘事なし | 事項 |
| 2 | 指摘事項 なし | |
| 3 | 指導事項 なし | |

| 対 | | 象 | 児童発達支援センター |
|---|---|---|--------------|
| 実 | 施 | П | 平成30年2月5日(月) |

1 特別指摘事項なし

2 指摘事項

利用料徴収事務の再委託について

私人に委託された利用料の徴収事務が第三者に再委託されている。地方自治法第243条では私人に公金を取り扱わせることを禁止しているが、地方自治法施行令第158条第1項では例外的にこれを可能としているものである。これらの規定の趣旨からすると、私人に委託された徴収事務を別の私人へ再委託することは適切ではないと考えられる。

3 指導事項 なし

平成30年1月、2月実施 保健福祉部所管出先機関 定期監査結果

対象子育てサポートセンター実施日平成30年2月5日(月)

1 特別指摘事項なし

指摘事項
 なし

3 指導事項

公金の払込について

使用料の徴収事務が私人へ委託されているが、公金の払込を月2回としていた。多賀城市会計規則第34条第2項では、徴収受託者は「速やかに」払込みをすることとされているものの、会計管理者への口頭による協議により、公金の払込を月2回としていたものである。この場合、会計管理者への協議は、口頭ではなく文書により行われるべきである。

| 対 | 象 | 多賀城八幡小学校 |
|---|------------|---------------|
| 実 | 施 日 | 平成30年1月24日(水) |
| 1 | 特別指摘事なし | 事項 |
| 2 | 指摘事項なし | |
| 3 | 指導事項 なし | |

| 対 | 象 | 城南小学校 | |
|---|------------|---------------|--|
| 実 | 施 日 | 平成30年1月24日(水) | |
| 1 | 特別指摘りなし | 事項 | |
| 2 | 指摘事項なし | | |
| 3 | 指導事項 なし | | |

| 対 | 象 | 多賀城小学校 |
|---|------------|---------------|
| 実 | 施 日 | 平成30年1月25日(木) |
| 1 | 特別指摘事なし | 事項 |
| 2 | 指摘事項なし | |
| 3 | 指導事項 なし | |

 対
 象
 高崎中学校

 実
 施
 日
 平成30年1月25日(木)

1 特別指摘事項なし

2 指摘事項

理科薬品の管理について

保有している理科薬品の数量、使用日時、残量等が記録されていない。文部省の平成12年1月11日付の通知「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」では、毒劇物の使用量及び在庫量を把握するために管理簿等を備え、品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量を適切に記載することとなっている。同通知に基づいて、理科薬品の適正な管理をして頂きたい。

3 指導事項なし

 対
 象
 東豊中学校

 実
 施
 日
 平成30年1月29日(月)

- 1 特別指摘事項なし
- 2 指摘事項なし
- 3 指導事項 なし

対象学校給食センター実施日平成30年1月31日(水)

1 特別指摘事項なし

2 指摘事項

学校給食費の取扱いについて

学校給食費については、年度当初に市長名で保護者あてに納入通知が行われていることから、公会計処理されているものである。したがって、私人である学校長に保護者から給食費を徴収させていること及び徴収した給食費を学校長の口座で管理させていることは、私人に公金を取り扱わせることを禁止している地方自治法第243条に違反するものである。

3 指導事項 なし

 対
 象
 山王地区公民館

 実
 施
 日
 平成30年2月2日(金)

- 1 特別指摘事項なし
- 指摘事項
 なし
- 3 指導事項 なし

| 対 | 象 | 中央公民館 |
|---|---------|--------------|
| 実 | 施日 | 平成30年2月6日(火) |
| 1 | 特別指摘事なし | 事項 |
| 2 | 指摘事項なし | |
| 3 | 指導事項なし | |